

一般社団法人 富山県作業療法士会 諸謝金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人 富山県作業療法士会（以下、本会）の事業に伴う諸謝金の支払い基準を定めるものである。

(諸謝金の種類)

第2条 諸謝金の種類は、講師謝金及び県士会事務処理等に係る給与とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習又は実技指導に対して支払う。

(県士会事務処理等に係る給与)

第4条 県士会事務処理等に係る給与は、本会総務部及び財務部員の行った県士会事務処理等に対して支払う。支払額は、富山県最低賃金を基に決定するため、富山県最低賃金に変更があった際はその都度、理事会にて金額を検討し決定する（別表1）。

(講師謝金の額)

第5条 講師謝金の基準額は、別表2（日本作業療法士協会 講師謝金支払い基準に準拠）に掲げる。但し、理事会で承認を得た場合はこの限りではない。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決をもって変更できる。

- 附 則
1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 2. この規程は、令和5年10月1日より一部改訂し施行する。
 3. この規程は、令和6年10月1日より一部改訂し施行する。
 4. この規程は、令和7年10月1日より一部改訂し施行する。

別表 1

県士会事務処理等に係る給与

時間額（時給）	1,100 円／時間
---------	------------

※富山県最低賃金は、1,062 円／時間（令和 7 年 10 月 12 日発行）

※総給与額は、時間額 × 業務時間（分単位の端数は原則として繰り上げる）とする

別表 2

講師謝金支払い基準

一般基準	支払対象区分	1 時間当たり支払額 税込	
		講演・講義 実習指導・演習指導・実技指導	13,700 円
A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業・法人役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師（a）、弁護士等（a）、公認会計士（a）		
B	大学准教授、短大・高専教授、校長・園長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、医師（b）、弁護士等（b）、公認会計士（b）		12,200 円
C	大学講師、短大・高専准教授、副校長・教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層		10,500 円
D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師・助教・助手、教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者		9,500 円
E	実習・演習・実技の助手	指導者該当区分の半額	
特別基準	1 一般基準による額では不適当であると特に認められる者、又はその額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる者	適当又は必要と認められる額を理事会に諮り、講演等 1 回につき 100,000 円を限度として決定することができる	
	2 作業療法士が実施する場合は、本会の会員であり且つ原則的に認定作業療法士または専門作業療法士とし、もしくは該当事業の担当部署長が同等の能力を有すると認めた者とする。	・一般基準の B 区分支払額の 6 割相当額 ・助手の場合はその半額	

（注）

- 「講師」とは、本会が主催する学会・研修会等において講演・講義等を行う者をいう。本会会員（正会員・名誉会員）でない外部講師には一般基準を、本会会員が講師を行う場合には特別基準の 2 を適用する。なお、本会職員には講師謝金は支払わない。
- 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官および検事をいう。
- （a）は、資格取得後概ね 15 年以上の経験者、（b）は、それ以外の者とする。
- 「官公庁」とは、本省又は本庁レベルをいう。
- 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。
- 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。
- 「講演・講義」は本会が設定した題目について講師が口述することであり、対面、オンライン、録画の別を問わず、その協力 1 回に対して 1 回の謝金を支払う。
- 「実習指導・演習指導・実技指導」とは高度に専門的な技術・技能を教授し指導することであり、「実習・演習・実技の助手」は前記の教授・指導に対して補助的役割を担う者をいう。